

Ⅲ 総括

このたびの「自己評価 21」は「6年制薬学教育の第三者評価」に先立って行われる自己点検・評価であり、薬剤師資格を持たない薬学生が、病院・薬局の現場において参加型実務実習を行うに際し、その条件の一つとして求められる「行為の相当性」、その中でも「実務実習を行う薬学生の資質の確認」のために必要なものとして位置付けられている。しかしながら、本自己点検・評価を実施した結果は、新しい薬学教育制度のもとで始まった薬学教育、中でも薬学科における薬剤師養成を目的とする薬学教育を、その道半ばながら、大学自らが点検することにより、幾つかの課題、が明らかとなり、本学における薬学科教育のみならず、大学院教育を考える上にも極めて有益であったとの実感が得られた。特に新教育制度実施後の早い時期に行われたことは意義あるものであった。既に行われた大学基準協会による「大学認証評価」と比較しても、本自己評価は教育そのものに関わる諸問題を多角的に点検することに重点が置かれているところが有益であり、その効果が期待できるものであった。

今回の自己点検・評価の結果、現時点で優れた点、改善を要する点と判断された事項は以下のとおりである。

<優れた点>

- ・本学のカリキュラムの編成には6年制に伴う新しい医療薬学関連科目を高年次に導入しつつ、「基礎教育科目」から「基礎薬学科目」、「応用薬学科目」へと関連性に配慮しながら最も適した年次へと順次積み上げていく方式を採用している。本カリキュラム体系は、学生の理解を得やすく、効果的な学習に繋がる可能性が高い。
- ・薬学科、薬科学科の2学科を併置し、互いに教育内容、教育効果の向上を図っているが、その結果、「薬学教育モデル・コアカリキュラム」の内容を充たしつつ、本学独自の薬学専門教育を実施することができる。
- ・共用試験 CBT、OSCE の結果は、薬学科における4年間の教育成果を示す最低必要条件ではあるが、全員実務実習を受ける資格が認定されたことは4年間の薬学科教育の成

果の一つとも言える。

- ・全学年を通して自己研鑽・参加型の学習態度を醸成するため、授業内容、授業方法を工夫するとともに、PBL 方式を取り入れ、また、卒業研究を課すなどその目的達成のための学習計画が整備され、それに沿って努力している。
- ・入学試験は7つの方式を採っているが、学科試験中心の選抜のみならず、評価尺度の多元化により、多様な資質を持つ学生の受入に努めている。なお、選抜業務は責任ある体制のもと、厳正に実施されている。
- ・学生の進路・就職指導については、教員、職員を含めた全学的な支援体制のもと、1年次よりきめ細かい指導がなされ、毎年卒業生の全員あるいはほぼ全員が就職できる成果を上げている。
- ・教育・研究活動の実施を支援するための事務体制については、職員の配置、管理運営体制が確立しており、極めて機能的、効果的に作動している。
- ・学内の学習環境を整備する施設・設備については、平成21年2月に完成した新学舎(D棟)も加わり、実務実習事前学習のための教室、実習室を始めとし一般講義用教室、演習・実習のための施設・設備が充分整備されている。

<改善を要する点>

- ・平成21年度の「実務実習事前学習」は滞りなく終了することができたが、指導教員の数の充実が急務であるとともに、教員間の指導内容の統一・調整が必要である。
- ・入学者定員に対する教員の割合が必ずしも充足されているとは言い難く、また教員の職位、年齢構成の偏りがあり、早急に改善する必要がある。
- ・平成20、21年度において予測を大きく上回る入学者を受け入れる結果となった。種々の要因が重なった結果と推測されるが、教育の質の低下に繋がることから、入学定員数の厳守が必須である。
- ・学生の意見を教育や学生生活に反映するため種々積極的な対応を行っているところであるが、より効果的で利便性の良い意見収集体制を敷く必要がある。